

仁田久保 A・B・C 遺跡発掘調査業務委託仕様書

浪江町教育委員会

1. 総則

1-1 適用

(1) 目的

本仕様書は、浪江町が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 99 条に基づいて実施する、仁田久保 A・B・C 遺跡発掘調査に伴う業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(2) 実施

当該業務の概要は、浪江町の監理のもと、民間調査組織が埋蔵文化財発掘調査を行うものである。業務の履行に当たっては、浪江町、民間調査組織とも本仕様書を誠実に遵守するとともに、発掘調査を行う遺跡の考古学的な意義についての認識を常に共有しながら、調査精度の向上と調査記録作業の確実な実施に努めなければならない。

1-2 用語の定義と調査体制

この仕様書で用いる用語の定義は次のとおりとする。

甲：委託者（浪江町）

乙：受託者（民間調査組織）

発掘調査監理者：甲に所属する専門職員で、乙が行う発掘調査・遺構測量等を適切に指示・監理し、現場代理人を通じて発掘調査を円滑に進行させる者をいう。

現場代理人：発掘作業全体を掌握し、受託事業の全工程を適切に進行させることができる者をいう。発掘調査監理者の指示に従って安全管理、危険防止、重機並びに人力による土工作業等の指示管理を行う。乙が配置し、調査期間中は 1 名が現場に常駐する。

主任調査員：調査の対象となる遺跡について発掘調査の実施に当たり、考古学の専門的知識及び発掘調査技術の面で、常に最新の発掘調査方法に対応する知識と技術を備え、十分な能力と経験を有する者をいう。埋蔵文化財の発掘調査一切を主担当者として行い、調査員、調査補助員を指揮・監督する。乙が配置し、調査期間中は 1 名が現場に常駐する。

調査員：考古学の専門的知識及び発掘調査技術の面で、常に最新の発掘調査方法に対応する知識と技術を備え、現場代理人及び主任調査員を補佐するとともに、主任調査員の指揮のもと、調査補助員、計測員、計測補助員、作業員、特殊作業員を指揮・監督できる十分な能力と経験を有する者をいう。乙が配置し、調査期間中は 3 名が現場に常駐する。

調査補助員：考古学の専門的知識及び発掘調査技術の面で、常に最新の発掘調査方法に対応する知識と技術を備え、主任調査員及び調査員を補佐し、両者の指揮のもと、発掘調査作業を円滑に補助できる者をいう。乙が配置し、調査期間中は 3 名が現場に常駐する。

計測員：測量法により登録された測量士又は測量士補をいい、基準点測量、水準測量、地形測量、遺構又は遺物出土状況の実測及び図化等を主任調査員並びに調査員の指揮・監督のもと、行う者をいう。乙が配置し、調査期間中は 3 名が現場に常駐する。

計測補助員：計測員の指揮・監督のもと、計測及び図化作業において計測員を補助、支援する者をいう。乙が配置し、調査期間中は2名が現場に常駐する。

発掘作業員：発掘作業に係る、準備・撤収作業・遺構掘削等に従事する者をいい、乙が配置する。現場代理人、主任調査員、調査員、調査補助員、計測員、計測補助員の指揮・監督のもと、発掘調査全般における諸作業を行う。調査期間中は33名が現場に常駐する。

特殊作業員：現場代理人及び主任調査員の指揮・指示のもと、重機掘削補助及び抜根、発掘作業等を行う者をいい、乙が配置する。調査期間中は2名が現場に常駐する。

2. 資格基準等

2-1 現場代理人の要件、選任通知書

(1) 要件

契約後に提出する配置技術者届に、現場代理人として記載された者で、以下の要件を満たした者とする。

- ①一級又は二級の土木施工管理技士の資格を有する者。
- ②埋蔵文化財発掘調査業務において5年以上の勤務経験があること。
- ③発掘調査現場において現場代理人として関わった業務が5件以上、かつ通算24ヶ月以上の実務経験を有する者。
- ④自社社員で、勤続年数が3年以上であること。

(2) 選任通知書

乙は、現場代理人を定めたとき、または変更するときは、現場代理人選任（変更）通知書、現場代理人経歴書に、前項の要件の証左となる健康保険証（写し）、発掘調査報告書（写し、抜粋可）を添付して甲に提出し、承認を得るものとする。

なお、埋蔵文化財発掘調査の特性上、作業の連続性を保つため、乙は現場代理人を原則として変更してはならない。ただし、前項の要件を満たしていても発掘調査全般にわたる進捗管理が適切に行えていない場合、甲は乙に対して現場代理人の変更を求めることができるものとする。その他の理由により、やむを得ず現場代理人を変更する必要性が生じた場合は、乙は甲の承認を得て現場代理人を変更するものとする。

2-2 主任調査員の要件、選任通知書

(1) 要件

契約後に提出する配置技術者届に、主任調査員として記載された者で、以下の要件を満たした者とする。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下同じ。）で考古学の専門知識、方法論及び実技に関する学科目を専攻した者で、同専攻を卒業又は修了していること。もしくは行政等（財団調査機関を含む。）又は埋蔵文化財調査組織で5年以上の勤務経験があること。

②通算 60 ヶ月以上の現地調査、かつ主任調査員として通算 36 ヶ月以上の発掘調査全般にわたる進行管理（調査計画の企画立案、発掘作業員の指揮、遺構遺物の記録化等）に係る実務経験があり、縄文時代から古代にかけての集落跡もしくは製鉄炉・木炭窯跡の生産遺跡の調査実績を有し、かつ 5 冊以上の報告書主要項目（遺構・遺物・総括等）の執筆及び編集歴がある者。

③自社社員で、勤続年数が 5 年以上であること。

（２）選任通知書

乙は、主任調査員を定めたとき、または変更するときは、主任調査員選任（変更）通知書、主任調査員経歴書に、前項の要件の証左となる健康保険証（写し）、発掘調査報告書（写し、抜粋可）を添付して甲に提出し、承認を得るものとする。

なお、埋蔵文化財発掘調査の特性上、作業の連続性を保つため、乙は主任調査員を原則として変更してはならない。ただし、前項の要件を満たしていても発掘調査全般にわたる進行管理が適切に行えていない場合、甲は乙に対して主任調査員の変更を求めることができるものとする。その他の理由により、やむを得ず主任調査員を変更する必要性が生じた場合は、乙は甲の承認を得て主任調査員を変更するものとする。

2-3 調査員の要件、選任通知書

（１）要件

契約後に提出する配置技術者届に、調査員として記載された者で、以下の要件を満たした者とする。

①学校教育法による大学で考古学の専門知識、方法論及び実技に関する学科目を専攻し、同専攻を卒業又は修了していること。もしくは行政等（財団調査機関を含む。）又は埋蔵文化財調査組織で、5 年以上の勤務経験があること。

②調査員（調査補助員を除く。）として通算 36 ヶ月以上の現地調査の実務経験があり、縄文時代から古代にかけての集落跡もしくは製鉄炉・木炭窯跡の生産遺跡の調査実績を有し、かつ報告書主要項目（遺構・遺物・総括等）の執筆歴がある者。

③ 1 名以上が自社社員で、勤続年数が 3 年以上であること。

（２）選任通知書

乙は、調査員を定めたとき又は変更するときは、調査員選任（変更）通知書、調査員経歴書に、前項の要件の証左となる健康保険証（写し）、発掘調査報告書（写し、抜粋可）を添付して甲に提出し、承認を得るものとする。

2-4 調査補助員の要件、選任通知書

（１）要件

契約後に提出する配置技術者届に、調査補助員として記載された者で、以下の要件を満たした者とする。

①学校教育法による大学で考古学の専門知識、方法論及び実技に関する学科目を専攻し、同専攻を卒業又は修了していること。もしくは行政等（財団調査機関を含む。）又は埋蔵文化財調査組織で3年以上の勤務経験があること。

②調査員又は調査補助員として通算12ヶ月以上の現地調査の実務経験があること。

（2）選任通知書

乙は、調査補助員を定めたとき又は変更するときは、調査補助員選任（変更）通知書、調査補助員経歴書を甲に提出し承認を得るものとする。

2-5 計測員の要件、選任通知書

（1）要件

契約後に提出する配置技術者届に、計測員として記載された者で、以下の要件を満たした者とする。

①測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の資格を有すること。

②埋蔵文化財調査における計測・図化全般を理解し、業務に必要な結果を得られること。

③トータルステーションの運用・データ整理、CADの操作・図化、関係資料の編集、DTP等の計測・図化・図版作製能力全般を有し、報告書作成業務において実務経験がある者。

④1名以上が自社社員で、勤続年数が3年以上であること。

（2）選任通知書

乙は、計測員を定めたとき又は変更するときは、計測員選任（変更）通知書、計測員経歴書にその者の測量士又は測量士補登録通知書の写しに、前項の要件の証左となる健康保険証（写し）を添付して甲に提出し、承認を得るものとする。

2-6 計測補助員の要件、選任通知書

（1）要件

契約後に提出する配置技術者届に、計測補助員として記載された者で、以下の要件を満たした者とする。

①埋蔵文化財調査における計測・図化全般を理解し、業務に必要な結果を得られること。

②トータルステーションの運用・データ整理、CADの操作・図化、関係資料の編集、DTP等の計測・図化・図版作製能力全般を有すること。報告書作成業務において実務経験があることが望ましい。

（2）選任通知書

乙は、計測補助員を定めたとき又は変更するときは、計測補助員選任（変更）通知書に、計測補助員経歴書を甲に提出し、承認を得るものとする。

2-7 発掘作業員

- (1) 員数については、業務が円滑に実施されるよう設計図書及び業務計画書に基づいて、甲乙で協議して定めるものとする。
- (2) 福島県内のハローワークで募集する等、可能な限り浪江町とその周辺地域の住民を雇用するよう努めるものとする。
- (3) 一日あたり 33 名前後の稼働を基本とするが、現場作業の進捗によっては増減する場合もある。
- (4) 甲又は乙の都合により、員数に増減の必要が生じた場合は、速やかに甲乙が協議し、対応するものとする。
- (5) 乙は、人員を頻繁に変更して調査に支障をきたすことのないよう努める。

2-8 特殊作業員

- (1) 重機掘削補助及び抜根等の各種作業について、必要とされる免許又は資格を有すること及び技能講習を修了していること。
- (2) 員数については、業務が円滑に実施されるよう設計図書及び業務計画書に基づいて甲乙で協議して定めるものとする。
- (3) 一日あたり 2 名の稼働を基本とするが、現場作業の進捗によっては増減する場合もある。
- (4) 甲又は乙の都合により、員数に増減の必要が生じた場合は、速やかに甲乙が協議し、対応するものとする。

2-9 特記事項

- ①主任調査員及び調査員の中で、製鉄炉跡もしくは木炭窯跡について、調査実績を有し、報告書主要項目（遺構・総括等）の執筆及び編集歴がある者を 1 名以上配置すること。
- ②乙は製鉄炉及び木炭窯跡の調査について、調査実績を有し、報告書主要項目（遺構・総括等）の執筆及び編集歴がある者が在籍し、調査期間中は、適宜、調査へ助言を行える体制を執ること。

2-10 甲は、乙が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

3. 事前準備等

3-1 用具及び資機材は原則として乙が準備し、点検及び整備を行う。また、その購入並びに賃借等に当たっては可能な範囲で地元周辺において調達するよう努めるものとする。乙は、賃借した資機材に余剰や非効率な運用が生じないように、適切に日々の数量を管理しなけ

ればならない。

3-2 乙は、作業日誌、遺構台帳、遺物台帳、写真台帳及び遺構実測用紙、遺構カード等、甲が特に指示したものについては、その様式等に従わなければならない。

3-3 乙は、出土遺物や図面、データ等の調査資料を保管する事務所について、業務内容に見合う規模及び設備のものとし、機械警備等により細心の注意を払って管理しなければならない。

3-4 甲が業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）を乙に貸与した場合、乙は、貸与品等の引渡しを受けた日から7日以内に、甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。また乙は、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

4. 業務管理等

4-1 書面主義

- (1) この契約に係り、契約書及び本仕様書が定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合においては、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- (3) 甲及び乙は、この契約に係り、契約書及び本仕様書が定める規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

4-2 業務計画書等

- (1) 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。また、遅滞なく着手届を甲に提出しなければならない。計画書には次の事項について記載しなければならない。
ア：調査の概要　イ：調査の方法　ウ：調査の工程表（契約金額に基づく積算内訳書を含む）　エ：調査組織図（各配置技術者届及び証明資料を含む）　オ：成果品の内容　カ：その他、「福島県土木工事共通仕様書」の「施工計画書」、「福島県測量業務共通仕様書」の「業務計画書」及び「福島県地質・土質調査共通仕様書」の「業務計画書」で記載が求められているもののうち該当する事項
- (2) 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

- (3) この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合、乙は当該請求があった日から14日以内に、業務計画書を甲に提出しなければならない。
- (4) 乙は、発掘調査作業の実施に当たり、業務計画書及び発掘調査現場の状況を勘案して、発掘作業内容及び使用人数を明示した全体、月別及び2週間単位の詳細工程計画を作成する。2週間単位の詳細工程計画は、毎週末に見直しのうえ、提出すること。
- (5) 乙は、前項に基づいて日々の発掘調査作業を実施するものとし、その実績を集計した調査月別集計表を作成する。
- (6) 乙は、週報を作成し、甲の確認を受けるものとする。この週報での集積が設計変更案の基礎資料となるものとする。
- (7) 乙は、適宜、工程会議を主催し、甲に対して発掘調査作業の進捗実績と以後の進捗計画等を報告するものとする。

4-3 安全管理等

- (1) 乙は、発掘調査作業中における安全確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じなければならない。機械の運転並びに電気設備の設置等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- (2) 乙は、常に発掘調査作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。また、必要に応じて地山の掘削作業主任者・土止め支保工作業主任者・足場組立て作業等作業主任者の資格を有する者を現場に配置しなければならない。
- (3) 乙は、発掘調査作業中、発掘調査監理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼす等の行為をしてはならない。
- (4) 乙は、業務施行に際し、近隣する水路、路肩、電柱等の物件に対し損害を与えないように十分注意し、万全の対策を講じるものとする。
- (5) 乙は、業務期間中は一般道路と接する場所やその他必要と認められる箇所では、清掃作業等を行い発掘調査現場の環境整備に努めるとともに、第三者から苦情があった場合は速やかに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- (6) 乙は、排水作業に関して、第三者からの苦情の出ないような適切な方法で処理するものとして、甲・乙の協議若しくは甲の指示により決めるものとする。
- (7) 乙は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、最新の気象情報に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかななければならない。
- (8) 乙は、発掘調査現場に発掘調査関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、仮囲い・ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の明示をしなければならない。
- (9) 乙は、発掘調査期間内は発掘調査区域及びその周辺の巡視若しくは監視を行い、安全を確保しなければならない。

- (10) 乙は、発掘調査作業中の安全を確保するため、所轄警察署・道路管理者・鉄道事業者・河川管理者・労働局等の関係機関及び関係者と常に緊密な連絡を取れるよう緊急連絡体制を整備しなければならない。
- (11) 乙は、前項の緊急連絡体制を整備したとき又は変更したときは、遅滞なく、書面で甲に報告しなければならない。
- (12) 乙は、災害・事故発生時においては、第三者並びに発掘作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させなければならない。
- (13) 乙は、災害・事故が発生した場合は、発生後直ちに甲並びに関係機関に通報して、迅速かつ適切に事後処理に当たり、必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならないが、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (14) 乙は、災害・事故が発生した場合は、経過や措置の内容等を「工事災害通知書」あるいは「工事事務報告書」として速やかに甲に提出しなければならない。

5. 作業量

本業務における業務概要及び作業量は下記のとおりとする。

(1) 業務場所：浪江町大字末森字仁田久保 地内

(2) 遺跡の概要

名称：仁田久保A遺跡・仁田久保B遺跡・仁田久保C遺跡

時代・種別：縄文時代から古代の集落跡

古代及び時期不明の生産遺跡（製鉄炉・木炭窯跡）

立地・土質：丘陵・砂質シルト～粘土質シルト

現状：林地（調査区・排土置場は伐採済）

遺構検出面：1面

遺構保存状況：比較的良好

予想検出遺構：別紙2～4参照

予想遺物出土量：コンテナ100箱（鉄滓・炭化物等のサンプル含む。）

(3) 契約期間：令和6年6月21日～令和7年3月31日（予定）

(4) 調査面積：別紙2～4参照

(5) 作業内容

①全体計画・事前準備：一式

②仮設工・表土掘削等土木工事：一式

・予想機械掘削土量は別紙2～4参照。

・掘削排土は調査区隣接地の指定された排土置場に仮置きする。

③発掘作業及び現場事務所等に必要な資機材の調達・設置・管理等：一式

- ④現場作業員等の雇用及び労務管理：一式
- ⑤調査区及び現場事務所の保全・安全管理：一式
- ⑥遺構検出・遺構掘削：一式
 - ・調査面積及び予想人力掘削土量は別紙２～４参照。
 - ・掘削排土は調査区隣接地の指定された排土置場に仮置きする。
- ⑦写真撮影・遺構測量・遺物取上げ・遺物収納：一式
- ⑧空中写真撮影：一式
 - ・空撮用ドローンを用いて適宜、実施する。
- ⑨基準点・水準測量：一式
- ⑩成果品の納品：一式
- ⑪帰還困難区域等への一時立入りについて(報告)：一式
- ⑫その他、甲が指示する事項：一式

6. 発掘調査

6-1 乙は、埋蔵文化財発掘調査の特性、重要性を十分に理解したうえで、発掘調査監理者の指示について、乙が配置する現場代理人・主任調査員・調査員・調査補助員・計測員・計測補助員・発掘作業員・特殊作業員に対して伝達の徹底を図り、正確に作業を実施しなければならない。

6-2 作業の実施

- (1) 乙は、雨天等天候の都合により休業とする場合は、当日始業前に発掘調査監理者へ報告し、その承諾を得ること。
- (2) 土・日曜日、祝日及び勤務時間外の現場作業は原則として行わない。
- (3) 就業稼働時間は原則として 8:30～17:15 とし、休憩は 12:00～13:00・10:00～10:15・15:00～15:15 とする。
- (4) やむを得ず(2) 以外に調査を実施する場合は、事前に発掘調査監理者に「休日作業願」を提出し、承諾を受けなければならない。
- (5) 乙は、降雨、その他作業の実施に支障があり、作業を中止又は中断等する場合は、発掘調査監理者と協議し、その承諾を得ることとする。
- (6) 乙は、その他甲の事情により作業を中止する場合は、それに従わなければならない。
- (7) 降雨等で作業を中止する場合は、作業員に加え、現場代理人・主任調査員・調査員・調査補助員・計測員・計測補助員も原則的に稼働日外の扱い(全日休あるいは半日休)とするが、関連作業がある場合は、甲の承諾を得たうえで、稼働日の扱いとするものとする。
- (8) 乙は、業務の全部又は一部が完了した場合は、発掘調査作業地を清掃し、残材・廃棄物・木屑等を除去若しくは処分するものとする。

6-3 仮設工

- (1) 乙は、発掘調査区内への重機乗り入れ及び資機材搬入の仮設道路が必要な場合、それを施工するものとする。
- (2) 乙は、発掘作業員の安全通路を確保するため仮設通路の設置をしなければならない。
- (3) 現場仮設事務所及び休憩棟・仮設通路の具体的な設置場所については甲が指定する。

6-4 掘削作業全般

- (1) 乙は、甲の立会のもとで調査区を設定しなければならない。
- (2) 乙は、掘削に当たっては、埋蔵文化財発掘調査の内容及び重要性を十分認識した上で、慎重かつ万全の注意を払って行わなければならない。
- (3) 乙は、機械、人力を問わず掘削を開始するに当たっては、発掘調査監理者の承諾を得て実施しなければならない。
- (4) 乙は、掘削に当たっては、調査区壁面に対し、地質の硬軟、地形の状況により、法面の安全勾配の確保や土止め支保工等をもって、安全に施工しなければならない。
- (5) 乙は、掘削作業中の埋蔵文化財の検出状況や調査状況等の進捗に対して、その都度、発掘調査監理者の確認・指示を求めなければならない。
- (6) 乙は、掘削が完了したときには速やかに発掘調査監理者に報告し、確認を求めるものとし、発掘調査監理者の指示があるまでは、新たな掘削を開始してはならない。

6-5 調査記録作業

- (1) 乙が行う基本的な調査記録方法は、文化庁文化財部記念物課監修「発掘調査のてびきー集落遺跡発掘編ー」2010年、「発掘調査のてびきー各種遺構調査編ー」2013年）を参考とし、詳細については甲乙協議のうえ定めるものとする。
- (2) 乙は、発掘調査監理者の指示に基づき、遺構の個別実測図や遺物出土状況等を実測して遺構図（素図）を作成するとともに遺構カード等を作成する。特に重要度が高い遺物（県指定や国指定となる可能性がある遺物）に関しては、発掘調査監理者と協議を行い出土状況での1/1模型が作成可能な3次元データの取得を速やかに実施するものとする。
- (3) 遺構検出写真・遺物出土状況写真・土層断面写真・遺構完掘写真・調査区完掘写真は、原則として主任調査員、調査員又は調査補助員が撮影するものとする。
- (4) これらの記録写真は、一眼レフデジタルカメラ（センサーサイズフルサイズ以上、撮影有効画素数 2000 万画素以上）、メモ撮影用デジタルカメラで撮影することとする。
- (5) デジタルカメラはすべてのカットについて、撮影日時、調査区名、遺構番号、撮影方向、カラーチャートなどを写し込んだ後、撮影を行うこととする。
- (6) 乙は、調査がすべて完了した後、もしくは発掘調査監理者の指示があった時に、空中写真撮影を行うこととし、撮影は甲乙協議のうえで実施する。

6-6 調査業務における出来高管理

- (1) 乙は、作業工程における資機材や人員等を、日々出来高として管理するものとする。
- (2) 乙は、調査月別集計表をもとに管理された出来高について、甲に提出し確認を受けなければならない。なお、甲が特に必要として提出を求めたときは、随時提供しなければならない。
- (3) 乙は、契約時に提出した積算内訳書及び上記集計表を基に、現場調査終了時に甲乙協議のうえで設計変更に係る契約を締結するものとする。

6-7 発掘作業における作業内容と成果品等

- (1) 乙は、以下の事項を記録した作業日誌を作成しなければならない。
 - ①作業工程に対する進捗状況
 - ②作業内容及び成果品
 - ③遺構・遺物の検出及び出土状況
 - ④発掘調査監理者からの指示事項とそれに対する対応結果
- (2) 乙は、甲が行う整理作業に必要な図面、写真及び台帳等の発掘調査記録及び出土品の提出を求められたときは直ちに提出しなければならない。
- (3) 甲は、乙が記載した作業日誌及び調査記録等について、随時、乙から提出を求めて確認することができる。なお、緊急又は重要な事項があれば、その都度速やかに甲乙協議するものとする。
- (4) 作成した遺構・遺物出土状況等の素図、遺構カード、写真類等は、甲の指示する方法で整理し、第 9-1 項の定めるものを成果品として提出することとする。

6-8 業務完了通知

乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、甲にその旨を通知しなければならない。

6-9 打合せ及び協議、指示、報告等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発掘調査監理者と現場代理人及び主任調査員とは常に密接な連絡をとり、本業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

6-10 分析試料の採取

甲及び乙は必要に応じ、協議のうえで土壌・鉄滓・樹種同定等の自然科学分析を実施するための試料を採取する。試料の採取に当たっては、乙が甲を補助し又は甲の指示に基づき乙が行うものとする。

6-11 見学者の立ち入り

甲は、発掘調査の経過及び成果を住民等へ積極的に情報公開するため、見学者の立ち入りを許可する場合がある。この場合、乙はこれに協力し、安全確保に努めるものとする。

6-12 現地説明会

乙は、甲が現地説明会を実施する場合、これを補助するものとする。現地説明会は原則 1 回とし、発掘した遺構等を良好な状態で公開し、見学者の安全を確保するため、発掘調査監理者の指示に従って排水、清掃及び調査区間全般の整地、安全施設の設置等を事前に行う。また、開催日当日は十分な保安要員、交通整理員を配置し、事故等が発生しないように配慮するものとする。なお、発掘調査の進捗により重要な遺構等が確認され、複数回の現地説明会の開催が不可欠と判断された場合には、甲乙協議のうえ決定する。

7. 測量

7-1 この契約に基づいて行う測量業務は、本仕様書の他、下記の関係法令等に従って実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (2) 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 3 条第 2 項
- (3) 福島県測量業務共通仕様書
- (4) 福島県公共測量作業規定

なお、これらに規定のないものについては、甲乙が協議して定めるものとする。

7-2 福島県測量業務共通仕様書第 2 条に定める「監督員」は本仕様書では「発掘調査監理者」と読み替えるものとする。

7-3 実施

- (1) 乙は、発掘調査の意図及び目的を十分に理解したうえで、調査等に適用すべき諸基準に適合した測量を実施しなければならない。
- (2) 遺構計測に従事する計測員は、埋蔵文化財に精通し、かつ、遺構実測図作成業務に相当な経験年数があり、表現・描画に精通した者とする。
- (3) 遺構実測図作成に当たっては、文化庁の指針（文化庁文化財部記念物課監修「発掘調査のてびきー集落遺跡発掘編ー」2010 年、「発掘調査のてびきー各種遺構調査編ー」2013 年）及び発掘調査監理者の指示に従い、考古学的表現を用いて作成することとする。
- (4) 遺構計測方法が指定されている場合で、精度及び迅速性の面でより有効な方法があり、指定された方法の変更が望ましいと判断される場合は、事前に甲の承諾を得たうえで、変更することとする。

- (5) トータルステーション又は写真実測により遺構図等を作製する場合は、対象の現状が失われる前に図化・印刷したうえ、必ず現地で図と対象を照合確認しなければならない。
- (6) 写真実測により土層断面図を作製する場合においても、土層注記は対象を実見しながら行わなければならない。
- (7) 写真実測を行う場合は、技術の保障資料として、A I データに、下図とした補正写真とそれをトレースしたパスをレイヤーで分けてファイルとし、データディスクとして提出しなければならない。

7-4 留意事項

- (1) 乙は、本業務のために他人の土地に立ち入る場合は、その土地所有者又は管理者の同意を得るものとする。また、障害となる立ち木等の伐採除去の場合も、必ずその都度、土地所有者又は管理者の同意を得るものとする。
- (2) 乙は、作業中に知り得た事項について他に漏らしてはならない。また、作業の過程で生じるすべての成果を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。
- (3) 乙は、本業務の遂行中、甲に対して作業の進捗状況を報告しなければならない。
- (4) 甲は、調査中必要に応じて、作製された図面の点検等を行う。乙は、発掘調査監理者による現地での図の点検、図を使用した検討等が必要とされた場合は、すみやかに対応しなければならない。

8. 遺物の整理

8-1 原則的な整理方法は、文化庁文化財部記念物課刊行の「発掘調査のてびき（平成 22 年 3 月 30 日発刊）を参考とし、詳細については、別途、甲乙協議のうえ、決めるものとする。

9. 成果品等

- 9-1 本業務の成果品は以下のとおりとし、甲が指定した場所に、一括して納品すること。
- (1) 発掘作業日誌 一式
 - (2) 計測図面類（電子データのフォーマットは原則 DXF 及びアドビイラストレーター・フォトショップ CS4 (WDS) によるが、バージョン等詳細については甲乙が協議のうえで決定することとする。また、いずれの図面も紙媒体に印刷したものを一部、添付すること。） 一式
 - (3) 各種台帳等（図面台帳、遺物台帳、写真台帳、遺構カード） 一式
 - (4) 調査記録写真（デジタルデータ、コンタクトシート等） 一式
 - (5) 出土遺物（コンテナボックス収納。各コンテナに調査名、コンテナ番号、収納されている遺物が出土した調査区及び登録番号を記したカードを貼り付けること。） 一式
 - (6) 収納台帳（コンテナ別に、収納してある遺物の基本情報を記した台帳） 一式

(7) 現場管理書類等

(8) その他本業務で取得した電子データ (CD-R 等記録媒体) 一式

(9) 調査結果概要書 一式

9-2 乙は、調査資料搬出に当たっては、事前に移動計画について甲と協議を行い、細心の注意を払って運搬しなければならない。

9-3 甲は、第 9-1 項により乙から成果品の提出を受けた場合には、直ちにその精度・内容等を検査し、不備が認められた場合には、修正等の指示ができるものとする。

9-4 甲は、必要に応じて、業務によって生じるバックデータや資料についても乙に納品を求めることができる。

9-5 甲は、業務の完了若しくは成果品の完成する前においても、業務場所の全部又は一部の使用、若しくは成果品の全部又は一部の使用を乙の承諾を得て実施することができる。

9-6 第 9-5 項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

9-7 甲は、第 9-5 項の規定により、業務場所の全部又は一部の使用若しくは成果品の全部又は一部の使用によって、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

9-8 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は甲に帰属するものであり、乙は、成果品の全部又は一部を複製し、第三者に譲渡してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

10. その他

10-1 乙は、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクル等、環境への負荷の低減に努めなければならない。

10-2 仕様書に定めのない事項については、甲乙が密に連絡をとり、協議のうえで実施することとする。